市制施行５０周年記念坂戸市プロモーションビデオ

制作プロジェクト動画募集要領

１　目的

坂戸市制５０年を迎えるにあたり、本市の魅力の再発見や市民の愛着の醸成を図るとともに、本市の魅力を広く伝えることを目的として、皆さんから動画を収集及び編集し、動画の制作をします。

２　募集内容

地域の自慢・景観・伝統行事などの見所や市民活動、日常の風景など、坂戸市の魅力をＰＲする動画であること。

※例…風景・名所、青春、子育て、スポーツ、働く人、おいしい、祭り・イベント、さかろん

３　動画内容等

（１）内容：市内又は市が関係するイベント（市外含む）で撮影されたもの

（２）期間：令和６年１月１日から令和８年６月３０日に撮影されたもの

（３）時間：５秒程度

（４）容量：５０ＭＢ以下（電子メールで提出する場合は１０ＭＢ以下）

（５）形式：ＭＰ４またはＭＯＶ

（６）解像度：1920×1080（推奨）

（７）動画の向き：横

４　応募方法

下記の提出先まで市制施行５０周年記念坂戸市プロモーションビデオ制作プロジェクト動画応募用紙（別記様式）と動画を持参又は電子メールで提出してください。

※未成年者は保護者の同意が必要

５　注意事項

（１）ご本人が撮影した動画に限ります。

（２）音声は入らない場合や、応募した動画が採用されない場合があります。

（３）採用の結果は完成動画で確認してください。

（４）本人の承諾の上、エンドロールで氏名又はニックネームを掲載します。

（５）動画の著作権、肖像権等については撮影者で許可を取得してください。

（６）提出した動画は、市が二次使用することや、無償無承諾で編集加工する

ことに同意したとみなします。

（７）動画撮影及び応募等にかかった経費は坂戸市では支出できません。

６　募集期間

　令和７年１０月１日から令和８年６月３０日

７　用途

動画は市で編集後、市のプロモーションビデオとして市ホームページや市ＹｏｕＴｕｂｅをはじめ、広く活用します。

８　応募できない動画

（１）国及び地方公共団体の法令、条例及び規則に違反するもの又は違反するおそれのあるもの

（２）公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの

（３）批判的な言葉や文字を使用したもの

（４）政治目的・宗教勧誘等、特定の主義主張の宣伝又は勧誘を意図するもの

（５）個人又は企業の宣伝に関するもの（企業名、店舗名が明らかにわかるもの等）

（６）個人、企業、団体等を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするも

　　の

（７）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が制作したもの、暴力団員が出演しているもの、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威圧若しくは暴力団員を利用している者又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与している者が制作したもの

（８）その他坂戸市ホームページ等に掲載する動画として妥当でないと市長が認めるもの

９　免責事項

（１）動画閲覧者が応募作品に含まれる情報の利用に伴い問題が生じた場合等、第三者との間で生じた問題について、坂戸市は一切の責任を負わないものとします。

（２）制作者が掲載・不掲載・掲載中止に伴う損害・損失を被った場合は、坂戸市は一切の責任を負わないものとします。

【問合せ・提出先】

〒350－0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目１番１号

坂戸市役所 総合政策部 広報広聴課

電話049-283-1331（内線163） FAX049-282-0039

E-mail s50kinen@city.sakado.lg.jp